

指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
川田工業株式会社	富山県	平成29年1月26日から平成29年2月25日(1か月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項、別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)	当該業者の元名古屋営業所長が、平成28年3月、中部地方整備局岐阜国道事務所の職員(建設監督官)に同事務所発注橋梁工事の落札業者が提出した技術提案書を見せるよう唆し、資料の提供を受けたとして、平成28年12月6日、国家公務員法違反(唆し)の罪で名古屋地検に略式起訴された。 このため、工事の契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。

(参考)

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第2 第14号

指名停止要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定した日から 1か月以上9か月以内